

# LNG基地の第三者利用に関する検討

2019年8月2日

資源エネルギー庁

## 検討方針 (案)

- ガス小売市場における競争促進のためにガス製造事業者の対象を拡大すべきか、事業者ニーズや新規参入の状況等を踏まえ検討する。
- 検討に当たっては、ガス導管に接続している類型Bの基地を検討対象とし、ガス導管に接続しておらずガス事業上の利用ニーズが生じ難い類型Cの基地は検討対象外としてはどうか。
- 類型Bの基地に関するニーズ調査では、実現可能性のある利用希望者の存否について広く意見を求めるとともに、基地を運用するガス事業者や海外からのLNG調達事業者へのアンケート等により利用希望の実績を確認することとしてはどうか。

### ガス受託製造約款策定義務に係るLNG基地の整理 (再掲)

類型	ガス導管との接続	貯蔵容量	ガス受託製造約款策定義務	基地のイメージ
A	接続	20万kl以上	有	● 外航船受入の基地
B	接続	20万kl未満	無※	● 外航船又は内航船受入の小規模基地 ● タンクローリー受入のサテライト基地
C	未接続	—	無※	● 発電事業用の基地 ● タンクローリーへの積替用の基地

※ 適切な条件での第三者利用への対応は、「適正なガス取引についての指針」上の望ましい行為

## 第6回ガスWGでの議論概要（LNG基地の第三者利用関連）

- 第6回ガスWGでは委員等から、LNG基地の第三者利用に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

### 第6回ガスWGの議論： LNG基地の第三者利用関連

- 事務局の検討方針には賛成。ただし、Bの類型についてLNG船の受入基地とタンクローリーを使ったサテライト基地の利用形態とは異なるため、両者の違いを前提に利用希望を調査してほしい。また、Aの類型に入る基地を保有している事業者には、例えばリロード施設を追加してLNGのコンテナ輸出を始めるといった、天然ガスシフトに資する創意工夫を始めた事業者もあり、オペレーションの違いから第三者利用は難しいということになってくるかもしれないが、天然ガスシフトに資するものとして奨励をしていくべきかもしれない。そのような新しい次元に入っている事業者の扱いについても考慮しながら、Aの類型も調査していただきたい。
- Bの類型に含まれるサテライト基地の開放を求めるニーズがあるかは疑問。
- 実際のガスの卸供給に使用できないCを対象外とする方針には賛成。他方、日本全体のガスインフラを考えれば、ガス導管に接続されない発電用基地を導管網に接続して国のレジリエンスを高めることも重要ではないか。なお、導管接続したことにより基地の第三者利用を求められることが事業者の導管接続のインセンティブを損なうことになってはならない。Cは対象から外すとのことだが、ガスの卸供給に使用可能であるにもかかわらず、ガス導管に繋がっていない電力会社のLNG基地の使用を求める要求が仮になされる場合は当該要求が認められる道は開かれるべき。LNG基地という資源を発電だけに使うことが本当に効率的か、という観点から、ガスパイプライン網に合理的な者は繋がることを後押しする制度設計とセットでなければ、Cを対象から外すことの弊害が大きくなる。
- 基地の第三者利用は、エネルギーセキュリティー、国家エネルギー戦略と表裏一体で考えるべき。外資が入ってくることも含めて、日本のエネルギーセキュリティーを十分に考えた上で基地の第三者利用を議論するべき。
- 事業者ニーズの調査をする際には、利用希望の有無だけでなく、利用を希望する根拠、計画まで把握し、真に事業者ニーズがあるのか、確認してもらいたい。【オブザーバー】
- 第三者利用の利用申請は複数行われたものの基地利用の実績が存在しない点について、個別事例であるため難しいかもしれないが、ヒアリングを実施し、事業者の申請内容、利用に至らなかった理由を明らかにしていただければ今後の課題発見に資するのではないか。

# LNG基地の第三者利用ニーズに関する調査項目

- 「ガス導管に接続している貯蔵容量が20万kl未満のLNG基地」の利用ニーズを調査すべく、以下の項目について船舶でLNGを受け入れる基地、サテライト基地それぞれに関して経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイト等を通じてアンケートを2019年6月5日～7月4日の期間で実施した。
- アンケートと並行して、全国の旧一般ガスみなしガス小売事業者に対してLNG基地の利用の申出あるいは利用の問い合わせを受けたことがあるかどうかにつき2019年6月14日～7月5日の期間でガス事業法に基づき報告徴収を実施した。

## 【アンケート調査項目】

- 都市ガス導管と接続する貯蔵容量が20万kl未満の、船舶でLNGを受け入れる他社のLNG基地／タンクローリーでLNGを受け入れる他社のLNG基地を、LNGの貯蔵及び都市ガス製造のために第三者利用したいか
- （利用したい場合）利用目的、利用したい具体的な基地、利用したい具体的な基地の運営者、規模（kl）、利用時に基地へ預ける予定のLNG量（kl/年）、LNGの調達及び基地への輸送の方法とその成立目処
- （利用したい場合）これまでに利用を希望する基地へ第三者利用を申し出たことがあるか、利用申出の結果、利用が実現しなかった理由
- （申し出をしたことがない場合）これまでに利用を希望する基地へ第三者利用について問い合わせたことがあるか、問合せの結果、利用申出に至らなかった理由、第三者利用の問合せを行わない理由

## LNG基地の第三者利用ニーズに関する調査結果

- 利用ニーズアンケートには41件の回答があった。その結果、船舶でLNGを受け入れる基地についての具体的な利用ニーズは聞かれなかった。一方、サテライト基地の利用について、現時点では具体的なニーズはないが今後の事業展開を見据えて利用を具体的に検討する可能性がある回答が2件あった。
- アンケートと並行して実施した報告徴収では、船舶でLNGを受け入れる基地、サテライト基地ともに、事業者からLNG基地の利用の申出あるいは利用の問い合わせを受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者は存在しなかった。

### 利用ニーズに関するアンケート回答の特徴（41件 内訳）

	回答者数	うち、小売登録済みの事業者比率
旧一般ガス事業者	8	100%
旧ガス導管事業者	3	100%
LNG事業者	9	100%
旧一般電気事業者	8	75%
LN輸入事業者	4	0%
その他	9	78%

## 調査結果を踏まえた今後の対応方針（案）

- 今回のアンケートと報告徴収結果により、ガス製造事業に該当しないLNG基地について、具体的な利用の申出あるいは利用の問い合わせが行われた事例はなかったことが分かった。他方で、一部事業者は利用に興味を有していることが分かった。
- 現行の「適正なガス取引についての指針」では、法定LNG基地に該当しないLNG基地について、第三者から利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれるとされていることから、まずは本指針に基づき事業者間の相談が進むことが期待される。
- 今後、具体的な相対交渉や利用希望者の事業計画の事例が蓄積する中で、指針以上の制度的措置を講じる必要性が認められた場合には、具体的な措置を検討することとしてはどうか。

### ＜適正なガス取引についての指針（2017年2月6日）抜粋＞

#### Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方

##### 1 考え方

##### （1）LNG基地の第三者利用

③ 法定LNG基地に該当しないLNG基地（以下「その他LNG基地」という。）を維持し及び運用する事業者（以下「その他LNG基地事業者」という。）は、ガス事業法に基づくガス受託製造の義務が課せられるものではないが、ガスの卸売市場の活性化を図る観点から、第三者から自己が維持し及び運用するその他LNG基地の利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれる。